

令和5年度

結婚新生活を応援します！

「結婚新生活支援事業」をご存知ですか？
結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト
(新居の購入費、家賃、引っ越し費用等)を
支援する制度です。ぜひ活用しましょう！



いろいろな補助があるらかよ！

新居の購入費



新居の家賃など



引っ越し費用



お住まいの市町村で「結婚新生活支援事業」を実施している場合、かつ、
以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

結婚新生活支援事業の概要

どんな世帯が
対象になる？

次の①～④の要件を全て満たす世帯です。

※ただし、①～③については、お住まいの市町村によって異なる場合があります。

- ① 令和5年3月1日からお住まいの市町村の事業終了日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満[※]の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ その他、お住まいの市町村が定める要件を満たす世帯

どんな費用が
補助される？

- 新居の住居費 ㊦ 新居の購入費・リフォーム費
 ㊧ 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- 新居への引越費用 ㊨ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

※ただし、お住まいの市町村によって異なる場合があります。

補助される
金額は？

㊦～㊨を合わせて1世帯あたりの上限
29歳以下=60万円／39歳以下=30万円

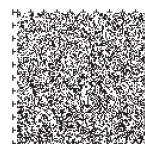
※ただし、お住まいの市町村によって異なる場合があります。

申請方法は？

必要な手続や書類について、お住まいの市町村に
ご確認の上、直接申請してください。

※市町村によって事業名称や対象となる要件等が異なる場合があります。

事業実施中の
市町村は
裏面をチェック！



「結婚新生活支援事業」を実施している市町村

市町村名	表面以外の主な要件	担当課	電話番号
久留米市	●申請日において夫婦ともに補助対象となる新居に居住し、久留米市に住民登録していること ●3年以上市内に定住する意思を持っていること	子ども政策課	0942-30-9227
直方市	●所得要件、補助対象経費が表面と異なる ●申請日から2年以上市内に定住する意思を持っていること ●補助対象経費の一部に期限要件あり	企画経営課	0949-25-2230
柳川市	●補助対象経費、補助上限額が表面と異なる ●交付対象者が市の住民基本台帳に記録されていること	企画課	0944-77-8423
八女市	●補助対象経費が表面と異なる ●4年以上市内に定住する意思を持っていること ●申請日において新居に夫婦共に住民基本台帳に登録していること	定住対策課	0943-24-8162
筑後市	●賃貸住宅に住み、月額4万4千円以上の家賃を払っていること ●所得要件、補助対象経費、補助上限額が表面と異なる ●婚姻の届出日から1年以内の夫婦であること ●夫婦の年齢の合計が80歳未満であること ●3年以上定住する意思を持っていること	企画調整課	0942-53-4245
大川市	●補助上限額が表面と異なる	企画課	0944-85-5553
豊前市	●補助対象経費、補助上限額が表面と異なる	総合政策課	0979-82-1123
うきは市	●表面のとおり	企画財政課	0943-73-9152
嘉麻市	●補助対象経費が表面と異なる ●申請日より2年以上継続して居住する意思を持っていること ●申請年度に上限に達しない場合、翌年度以降も上限に達するまで交付	総合政策課	0948-42-7401
朝倉市	●表面のとおり	子ども未来課	0946-28-7568
みやま市	●表面のとおり	企画振興課	0944-64-1550
糸島市	●本人及びその配偶者がマイナンバーカードの交付を受けている又は受ける見込みがあること	コミュニティ推進課	092-332-2062
岡垣町	●自治区へ加入していること	こども未来課	093-282-1211
遠賀町	●補助上限額が表面と異なる	健康こども課	093-293-1254
小竹町	●夫婦ともに2年以上町内に定住する意思を持っていること	福祉課	0949-62-1219
桂川町	●世帯全員が2年以上町内に定住する意思を持っていること	企画財政課	0948-65-1085
大刀洗町	●令和5年1月1日から令和6年3月31日までに入籍した世帯であること ●補助対象経費の一部に上限あり ●申請時点において、夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること	地域振興課	0942-77-0173
糸田町	●申請時点において、夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること	地域振興課	0947-26-4025
川崎町	●夫婦ともに本町の住民基本台帳に登録されていること ●申請日より2年以上町内に継続して居住する意思を持っていること	企画情報課	0947-72-3000
大任町	●申請日より2年以上町内に継続して居住する意思を持っていること	福祉課	0947-63-3004
福智町	●夫婦がともに2年以上町内に居住する意思を持っていること	健康子育て支援課	0947-22-7763
みやこ町	●補助対象経費、補助上限額が表面と異なる ●2年以上継続して居住する意思を持っていること	観光まちづくり課	0930-32-2512
吉富町	●所得要件、補助上限額が表面と異なる ●婚姻1年以内の夫婦であること ●夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること ●町内の民間賃貸住宅に入居しており、他に住宅を所有・借用していないこと ●補助対象経費の一部に期限要件あり	地域振興課	0979-24-1177
上毛町	●所得要件、補助上限額が表面と異なる ●申請日時点で結婚1年以内であること ●夫婦の年齢の合計が80歳未満であること ●新たに町内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、町内または町外から入居した世帯であること ●補助対象経費の一部に期限要件あり	企画開発課	0979-72-3112

※上記以外にも要件がある場合があります。
詳細は各市町村の担当課に直接お問合せください。

福岡県 結婚新生活支援事業

検索

